

平成 23 年度 第 1 回浦安市学校給食センター運営委員会議事録

- 1.開催日時 平成 23 年 7 月 15 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
- 2.開催場所 浦安市千鳥学校給食センター2 階会議室
- 3.出席者 （委員）森会長、小澤委員、宮内委員、進藤委員、田附委員、
雑賀委員、鮎澤委員、中井委員、渡邊委員、中谷委員
（事務局）教育長、細田教育総務部長、長野教育総務次長、
（保健体育安全課職員）伊藤主幹、大塚主査、林田
（東野給食センター）木村所長
（千鳥給食センター）吉田所長、板倉副主幹、春田副主査
宇都木栄養士、田中栄養士

（会議前に教育長より委員 3 名に委嘱状の交付を行った。）

4.会議次第

- （1）浦安市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について
- （2）千鳥学校給食センター第三調理場関係について
- （3）給食食材の安全性について
- （4）その他

5.会議内容

- （1）浦安市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

事務局：現運営委員皆様の任期は平成 21 年 9 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までと
なっていますが、これまで任期中であっても、毎年 4 月には、委員のメンバ
ーとなっている教職員の人事異動や、小中学校 P T A 会長から推薦されてい
ます、P T A 代表の委員の皆様方の役員替えがあることから、後任を新たに
選任する必要があり、これまで 6 月には新委員を選任してきました。しかし
ながら、今期の任期は平成 23 年 8 月 31 日までとなっており、選任後 2 ヶ月
で任期を終える委員もいることから、次期の委員の任期を平成 23 年 9 月 1
日から平成 25 年 5 月 31 日とし、任期の整理をするため規則改正を行うもの
です。

委員：質疑及び意見無し

- （2）千鳥学校給食センター第三調理場関係について

事務局：資料 2 の浦安市学校給食センターの設置及び管理に関する条例改正につ
いては、同調理場については、市立中学校全 8 校を対象とし、東野学校給食セ
ンターに代わり、千鳥学校給食センター第三調理場に移転しを本年 9 月から開

所する予定でした。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災で、9月開所は困難な状況となり開所を、現在の予定日の平成23年9月1日から7ヶ月程度遅らせる条例改正を行ったものです。

続きまして、4ページの資料3 中学校給食食物アレルギー対応食 提供事業についての対象者ですが、ここに記載いたしました「小麦・卵・乳製品・落花生・えび・かに・そば」の7品目についてアレルギー疾患を持つ生徒のうち、その保護者が食物アレルギー対応食の提供を希望する方が対象となります。

次に、2の事業の基本方針ですが、まず、(1)としまして、食物アレルギー対応食については、7品目の食材について対応いたします。

(2)としまして、給食のうち主食、補食、副食及びデザートについては対応食の提供は行いますが、飲み物及び調味料、ジャムといった小袋包装品については実施いたしません。

(3)主食及び補食については、小麦・乳アレルギーのため、パンを食べられない生徒には、給食センターで炊いたご飯を提供します。

(4)おかず、汁物といった副食については、小麦成分の除去対応は出来ませんので、小麦を除いた6品目を除去した食材料で調理した単一メニューの提供となります。

(5)デザートについては、類似のデザート又はゼリーを代替品として提供いたします。

(6)対応食は、1日50食までとなります。

次に3、アレルギー対応食の提供が開始されるまでの流れですが、10月に開始時の対象となる現小学校6年生、中学1・2年生の保護者を対象に説明会を実施いたします。

そして、11月に申請のあった中学1・2年生とその保護者に対し面談を行い、4月から対応食の提供開始という流れで進めてまいります。

現小学校6年生については、入学後、面談やその後の調整を行い5月からの開始となります。

委員：質疑及び意見無し

(3) 給食食材の安全性について

事務局：1の市の対応については、給食の食材は、暫定規制値を超えるものは食品衛生法に基づき、市場に流通しているものについては、安全であるという前提で使用しています。

市では、納入業者に対し、出荷制限を受けている食品等の混入を防ぐため、産地確認を徹底するよう指導しており、また、給食食材の産地確認に当たっては出荷制限処分の有無や各都道府県のホームページに掲載されている農産

物の放射能情報を常に確認しながら行っているところです。

このようなことから、昨日までのところ、出荷制限を受けた食材については、一切納入されていません。

納入された後の食材の下処理の段階においては、最低3回の水洗いを行い、野菜類の衛生面における管理を徹底しています。

市の学校給食で提供している米と牛乳については、地産地消の推進の観点から千葉県産の原乳を使用しています。その他の食材についても、千葉県産を多く使用するように努めていますが、一日で約16,000食分の食材の安定的な確保を図る必要があることから、産地の指定を行っていないところです。

また、6月3日付けで浦安市・習志野市の2市の共同で千葉県教育委員会に、千葉県を通して農家及び農協等に出荷制限野菜について周知徹底させ、出荷停止野菜が流通しないように監視を強化する要望書を提出しました。

学校給食センターでは、引き続き、国や千葉県などの正確な公表データの収集に努め、今後の事態の変化に適切に対応していきたいと考えています。

次に2の食材の問い合わせについては、市民から寄せられた主な内容は「放射能基準を含めた市の考え方について」、「野菜の産地について」、「牛乳の産地や安全性はどの様に確認しているのか」、「放射能検査の実施について」、「弁当持参について」、「米の産地について」、「県等への要望など」の質問を受けたことから、それぞれ資料のとおり回答をいたしました。

次の3ホームページによる産地公表については、これまで多くの市民から寄せられたことから、市では6月27日からホームページで掲載をいたしました。

また、先日、福島県南相馬市の農家から出荷された牛肉から、食品衛生法の暫定基準値を超えたセシウムが検出され、千葉県内にも出荷されているとの報道があったことから、給食センターでは、早速、4月から7月12日までに給食の食材として使用した牛肉を調査しましたが、福島県産の牛肉は使用していないことが確認し、今後、市のホームページでお知らせしていく予定です。

委員：質疑及び意見無し

(4) その他

事務局：給食センターで作成した「トンコとせんせいの千鳥学校給食センター見学」のビデオを観ていただいた。

委員：質疑及び意見無し

以上

傍聴人1人